

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 経営企画・協働推進室

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>I 滋賀県障害者福祉施策に関連する全般的事項</p> <p>5 障害者福祉施策に関連する事業共通の監査の結果及び意見</p>	<p>(6) 補助金等事業の評価に関する全庁的な方針について(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等事業の効果を検証しながらその必要性、妥当性、有効性、公平性を十分に検証し、見直しを進めていく必要がある。 ○ 全庁的な方針を示しつつ、不断に見直すPDCAサイクルによる仕組みを構築することが重要である。 ○ また、県民に分かりやすい情報公開に努めることが不可欠であり、県民がいつでも見直し状況を把握できるようにすべきである。 	<p>左記に対するその後の措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年3月に策定した「滋賀県行財政改革方針」の実施計画における取組項目として「財政健全化に向けた取組」を位置づけており、補助金等については、県の担うべき役割を踏まえ、事業そのものの必要性や事業目的の達成状況、実施状況など個々の実情も見極めながら見直しを行ってきているところです。 ○ これまで基本構想や組織目標の進行管理を実施してきましたが、今後も、進行管理を実施し、その結果の公表や基本構想審議会等への報告などを通じ、社会情勢の変化等に対応できるようPDCAサイクルによる取り組みを継続していきます。 ○ また、基本構想の進行管理の結果等については、公表をしているところではありますが、引き続き県民にわかりやすい情報公開に努めていきます。
	<p>(9) 全庁的なモニタリングの方針をスピード感をもって検討すべき(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (指定管理施設について)施設利用者である県民の安全のために、早急に適切なモニタリングの手法を確立し、マニュアル化等を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年5月30日付けで「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」を改正し、モニタリングの実施について追加するとともに、実施の留意点を各所管課に示しています。モニタリングは、施設の良い管理運営を確保するため、所管課が行うチェックの仕組みであることから、書面だけでなく、現地での実地調査や利用者の声を把握するためアンケート調査を活用するなど、実効性のある取組を求めており、適切なモニタリングの実施について徹底を図っていきます。

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財 政 課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
7 未利用財産の取扱いについて	<p>(1) 未利用財産等の定義・範囲の網羅性について(意見)</p> <p>○ 未利用財産の有効活用の方針を決定するに際して、現状では、未利用財産等の定義・範囲が明確でないので、所管課により恣意的な判断で都合よく解釈される恐れがある。このため、未利用財産等の定義・範囲を見直すべきである。</p>	<p>○ 未利用財産等については、「公有財産が一団として構成されているもののうち、現に利用に供されていない状態の財産」と定義してきたところですが、意見を踏まえ、県有財産活用検討会議において、未利用財産等の定義・範囲を見直し、より客観的判断が可能となるよう事務処理要領を改正しました。 今後、この要領に基づき抽出した財産について、利活用および処分の方針を順次検討していきます。</p>
	<p>(2) 県有財産活用検討会議の情報公開について(意見)</p> <p>○ 県有財産のうち、未利用財産等をどのように利活用されているかについては県民の関心事であり、県は、少なくとも、未利用財産等の利活用の方針を公表すべきである。そのうえで、未利用財産等の利活用の取り組みについて、県民ニーズを踏まえて公表の是非を検討すべきである。</p>	<p>○ 未利用財産等については、売却時において、ホームページ等で公表してきたところですが、意見を受け、平成24年4月から県のホームページにおいて、県有財産活用検討会議で既に方針決定を行った財産の利活用・処分方針および進捗状況一覧表を公表しました。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 自治振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>II 滋賀県障害者福祉施策に関連する個別の事業</p> <p>1 障害児保育推進事業、障害児早期療育支援事業</p>	<p>(1)自治振興交付金制度を充実させるべき(意見)</p> <p>○ 本交付金制度は、市町の自主的な判断による弾力的で自由度の高い事業実施が可能な制度として、従来の県単独補助金を一本化する形で創設されたものである。制度創設にあたり、従来の補助金の内容をほぼそのまま引き継いでいるため、メニューや対象経費が限定されており、制度趣旨からすると課題がある。</p> <p>○ 交付金制度の趣旨からすると、メニュー事業に限定するだけでなく、例えば、次のような検討を行うなど、制度を充実させるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績をもとに、各市町に必要な事業を提案してもらい、交付金を交付する。 ・交付金の総額の1～2割を市町提案枠として設定し、県費投入の妥当性を検討した上で、交付金を交付する。 <p>○ 交付金事業であれば、補助金制度と同様の履行確認は必要でない。代わりに、効果測定に資する資料等を市町から提出してもらい、交付金の評価や今後の制度充実、終期設定等の検討に活用することも考えられる。</p>	<p>(1) 平成24年度の予算編成にあたり、交付金の対象事業や対象経費について、各事業を所管する庁内関係所属を通じ、市町の意見を聞きながら見直しを行いました。</p> <p>※個性輝く自治活動支援事業(自治ハウス整備事業)など8事業について、要件緩和等の見直し</p> <p>(2) 本交付金の平成22年度の実績では、予算額530,000千円に対して、市町の実施事業に基づく交付金相当額は、585,664千円となっています。 現在の県財政の状況を勘案すると、交付金の増額は困難であり、新たな提案枠の設定は困難です。</p> <p>(3) 履行確認については、滋賀県自治振興交付金交付規則の規定に基づき、事業ごとに定めた算入対象経費、算入率、算入限度額をチェックする必要があることから行っているものであり、公金の適正な使用を担保する観点から必要と考えます。 ただし、補助金ではなく交付金ということから、提出書類の記載項目や添付書類の簡素化を行っており、今後も可能な範囲での簡素化に取り組んでいきます。</p>